

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Sep. 2024 vol.139

10月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

旬の味覚

秋といえば、栗やサツマイモなど旬の味覚が盛りだくさんな季節ですよ。栗はホクホクとした食感が特徴で、焼き栗や栗ご飯として楽しめます。ビタミンCや食物繊維が豊富で、加熱しても栄養が失われにくい点も魅力です。一方、サツマイモは甘さと栄養価が高く、焼き芋や天ぷらなどで親しまれます。食物繊維が豊富なため、便秘改善にも効果的です。どちらも低カロリーでありながら満足感があり、健康的なおやつとしても人気があります。秋は、季節の変わり目でもあり、つつい体調が崩れてしまうことも増える時期ですが、栗やサツマイモなどの旬の味覚を楽しみながら、季節の変わり目を乗り切っていききたいところです。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



令和6年度税制改正⑦

交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

令和6年度税制改正では、会議費の実情を踏まえ交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、金額が引き上げられるなど、交際費等の損金不算入制度について延長・拡充の改正がありました。今月はこの内容を解説いたします。

1 損金不算入の適用期限の延長

従来の損金不算入制度の適用期限は2024年3月31日までに開始する事業年度でしたが、改正により2027年3月31日までに開始する事業年度となり、**3年間延長**されました。

2 交際費等から除外される飲食費の拡充

交際費として損金不算入となる飲食費の基準が、従来の「一人当たり5,000円以下」から**「10,000円以下」**に引き上げられました。これにより、より高額な接待飲食費についても損金算入が可能となります。この変更は**2024年4月1日以降に支出する飲食費等から**適用されます。

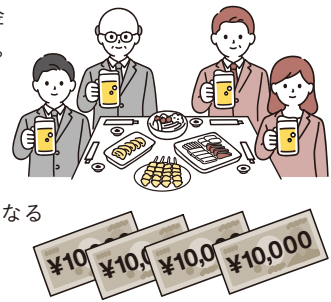
また、この飲食費の基準の改正により、実務上以下の様な点に留意しなければなりません。

■ 会計システムや経費精算システム、**社内規定等の見直し**が必要となる可能性がある

■ 法人の適用している経理処理が**税込経理又は税抜経理**によって、10,000円の判定基準が異なる

■ 税抜経理の場合、**飲食費等の支払先がインボイス発行事業者か否か等**によって、仮払消費税等の額の計上が異なり、10,000円の判定基準が異なる

■ 3月末決算法人以外の法人については、令和6年4月1日の属する事業年度中において交際費等から除かれる飲食費等の基準が**1人当たり5,000円以下の基準と1人当たり10,000円以下の基準が混在してしまう**



3 中小法人に対する特例の維持

中小法人(期末資本金の額等が1億円以下の一定の法人)は引き続き、「定額控除限度額(800万円)」までの交際費の全額を損金に算入するか、飲食費の50%を損金に算入するかを選択が可能です。

MUKAI NEWS!

新入社員のご紹介

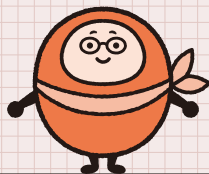
むかいアドバイザーグループの杉田です。この度、弊社に2名の新しい仲間が加わりましたのでご紹介させていただきます!まず、会計税務部門所属の田中竣也さんは、山登りが趣味で、自然に囲まれた山々でリフレッシュすることを楽しんでおり、その経験を活かし、社内外にフレッシュな風を吹かせてくれる予定です(笑)。もう一人は、相続法務部門に入所した猫好きの森田万里さんです。猫たちへの愛情からとても優しい性格が伺える、細やかな気配りと柔軟な思考の持ち主で、早く周りに信頼されるよう頑張りたいとのことでした。皆様、どうぞよろしく願いいたします。



むーマンの相続相談室

テーマ：おひとり様、おふたり様の生前の準備

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けられている。

Question

最近「終活」という言葉をよく耳にしますが、独身の自分でも終活は必要でしょうか？
また、子供を持たない夫婦の場合はどうでしょうか？



太郎さん



むーマン

独身の方（いわゆる「おひとり様」）や、お子さんを持たない夫婦（いわゆる「おふたり様」）にとっても、終活はとても大切です。特におひとり様の場合、万が一のときに誰が自分のことを見守り、財産の管理や整理をしてくれるのかが不明確なことが多いのです。まずは、身の回りの不要なものを整理する「断捨離」から始めると良いでしょう。おひとり様の場合、ご自身が亡くなった後に遺品整理をしてくれる方がいないことも考えられますので、今のうちに必要なものだけに絞っておくことで、ご親族やご友人にかかる負担を軽減することができます。

「断捨離」から
始めてみよう

なるほど、それは重要ですね。お金の整理も必要ですか？



太郎さん



むーマン

はい、お金の整理も非常に重要です。複数の銀行口座に分散している資産をまとめ、リスト化しておくといいでしょう。また、年金や保険についても、老後にどのように活用するかを考えておくことが必要です。

遺言書も必要ですか？



太郎さん



むーマン

はい、遺言書はおひとり様にとっても非常に重要です。遺言書がなければ、相続人同士の話し合いが必要となり、場合によっては財産が国庫に入ってしまうこともあります。自分の意志をしっかりと反映するために、遺言書を作成しておくことで安心ですね。おふたり様の場合も、遺言書がないと、配偶者以外の親族が相続の権利を主張する可能性があります。遺言書を作成して、お互いに財産を確実に引き継げるようにしておくことが大切です。公正証書遺言にしておけば、法的にも強固で安心ですよ。また、夫婦で財産やお互いの希望を共有し、どちらかが先に亡くなったときにどうするかを話し合っておくことも重要です。お互いに決めておくことで、将来への不安を減らし、安心して老後を迎えることができるでしょう。このようにおひとり様もおふたり様も、専門家と相談しながら、自分に合った方法で終活を進めていくことが穏やかな生活を送るための第一歩になります。

遺言書は
重要だよ!

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「世間知らず」

忍耐づよく、根気よく、知識を身につけよう・年上のものを尊敬せよ・老人、幼児、弱いものに親切にしていねいであれ、道や席をゆずり、あらゆる援助をせよ・親のいうことをきき、手助けをし、弟妹のめんどうをみよ…。これは、ソ連の小中学校で公布されている“生徒守則”の一部で、破った生徒は、退学の罰を負うということである。欧米諸国においてもこれに似たことが説かれている。どこの国においても、たとえ主義主張がちがっても、人間として大事なことは万国共通、人みな共通である。だからやはりどこでもだれでも大事にする。礼儀とか道徳とかいうと、何となくうとましいもののように思うわが国の昨今、おたがいに世間知らずであってはならないような気がする。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

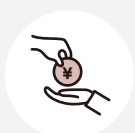
SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています